第三十五期決算公告

平成二十五年六月三十日現在

（単位・千円）

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産	一、一〇四、五八〇
固定資産	三、六二五、四九二
合計	四、七三〇、〇七二

負債及び純資産の部

流動負債	五一、四三四
固定負債	一六一、〇六三
株主資本	四、五一七、五七五
資本金	一八、〇〇〇
利益剰余金	四、四九九、五七五
利益準備金	四七
その他利益剰余金	四、四九九、五二八
（当期純損失）	（一二、二〇七）
合計	四、七三〇、〇七二

平成二十五年十一月十五日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社港食品

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中央二丁目六八九番地、最後の住所茨城県土浦市中央二丁目八番二号

被相続人　亡　細野　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

事務所茨城県つくば市東新井三―四ＴＯＳビルⅣ四階

相続財産管理人　弁護士　松沼　和弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市本町五六番地、最後の住所群馬県太田市本町五五番二七号

被相続人　亡　森　榮茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

群馬県太田市新井町五一六―四　グランビル太田二〇一　いちろう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市新川町四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　礼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一五番地二五

相続財産管理人　弁護士　菅生　剛弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区五軒家町三二番地八・九、最後の住所名古屋市昭和区五軒家町三二番地の九　被相続人　亡　今村　宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

名古屋市中区錦二丁目二番二号名古屋丸紅ビル一二階弁護士法人しょうぶ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　尚武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市天神二丁目三一〇三番地、最後の住所三重県亀山市天神二丁目七番三三号　被相続人　亡　中根　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

事務所三重県亀山市西丸町五五四番地七

相続財産管理人　坂　昌寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市小曽根二丁目一七五〇番地、最後の住所大阪府豊中市豊南町南二丁目六番一九号　被相続人　亡　松葉　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区東中島三丁目一六番、最後の住所大阪市東淀川区西淡路五丁目一三番四―三〇七号　被相続人　亡　鹿嶋千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

大阪府豊中市末広町二丁目一番四号豊中末広ビル二階二〇三号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字東三蒲一九一七番地一、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字西三蒲一〇五八番地五　被相続人　亡　河内　満男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

山口県岩国市山手町一丁目一番一〇号サンピアやまて一〇二

相続財産管理人　弁護士　林　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区大字修多羅四四七番地六、最後の住所福岡県北九州市若松区中畑町一三番一八号　被相続人　亡　白石　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイヤービル六階　ひびき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　油布　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡基山町大字小倉五四五番地四、最後の住所福岡市博多区博多駅南四丁目一〇番二二―三〇四号　被相続人　亡　井上　裕雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

事務所福岡県久留米市東町二九―四若菜トレードビル四階　くるめ市民の法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下東　信三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市津浦町一三番、最後の住所熊本市津浦町一二番六八号　被相続人　亡　水上　誠時

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

事務所熊本市中央区京町本丁八番二八号

コスモス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢澤　利典

第42期決算公告

平成25年11月15日

香川県高松市勅使町540番地

株式会社ベルモニー

代表取締役　武智　康行

貸借対照表の要旨　（平成25年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,656,103	流動負債	13,062,894
固定資産	15,599,227	固定負債	2,713,582
有形固定資産	9,974,865	（雑収入復活引当金）	(19,094)
無形固定資産	17,033	株主資本	3,478,855
投資その他の資産	5,607,329	資本金	40,000
		資本剰余金	86,549
		資本準備金	86,549
		利益剰余金	3,584,187
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	3,583,187
		（うち当期純利益）	(995,796)
		自己株式	△231,882
資産合計	19,255,331	負債・純資産合計	19,255,331